

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 境界付近以外の場所に設置された放射線測定設備の取り扱いについて

2. 日時：令和2年10月26日 13:30～14:30

3. 場所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、落防災専門官、芦田防災専門職

(テレビ会議システムによる出席)

日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所保安管理部危機管理課 主査 他3名

5. 要旨

日本原子力研究開発機構より、資料1に基づき、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定により放射線測定設備として設置している核燃料サイクル工学研究所モニタリングステーション・ポストの10式のうち、区域境界線付近以外に設置の3式を放射線測定設備から除外することを検討しているとの説明があった。

原子力規制庁より、当該モニタリングステーション・ポストを放射線測定設備から除外した場合における通報等の考え方を整理して説明するよう伝えた。

日本原子力研究開発機構より、整理するとの回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された放射線測定設備の取り扱いの検討結果について（報告）